

## 公法判例研究（第二回）

九州公法判例研究会  
九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程

榎, 透  
九州大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2231>

---

出版情報：法政研究. 67 (4), pp.211-227, 2001-03-26. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 公法判例研究（第二回）

## 九州公法判例研究会

## 衆議院議員小選挙区比例代表並立制選挙の合憲性

- ①最高裁平成一一年一月一〇日大法院判決、平成平一一年（行ツ）七号、選挙無効請求事件、上告棄却、民集五三卷八号一四四一頁、判例時報一六九六号四六頁、判例タイムズ一〇一八号一一四頁
- ②最高裁平成一一年一月一〇日大法院判決、平成平一一年（行ツ）八号、選挙無効請求事件、上告棄却、民集五三卷八号一五七七頁、判例時報一六九六号四六頁、判例タイムズ一〇一八号一一四頁
- ③最高裁平成一一年一月一〇日大法院判決、平成一一年（行ツ）三五号、選挙無効請求事件、上告棄却、民集五三卷八号一七〇四頁、判例時報一六九六号四六頁、判例タイムズ一〇一八号一一四頁

榎 透

## 【事実の概要】

リクルート事件に端を発した「政治改革」の結果、政策本位、政党本位の新たな選挙制度が必要であるとして、平成六年の公職選挙法（以下「公選法」という）の改正により、衆議院議員選挙の仕組みが従来の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改められた。この新制度の下で初めて実施された平成八年一〇月二〇日の衆議院議員総選挙について、東京高裁管内の各地の選挙区の選挙人らが、改正後の公選法に定められた小選挙区選挙または比例代表選挙の仕組みが憲法に違反すると主張して、それぞれの選挙区の選挙の無効を求めて提訴した。これに対して、一番の東京高裁はいずれも請求を棄却した。上告を受けた最高裁大法院は、それら三一の事件について、平成一一年一月一〇日に同時に判決を言い渡した。本評釈で取り上げるのは、このうち代表的な三件である。

従来の中選挙区下の選挙無効訴訟とは異なり、今回の訴訟では争点が多岐にわたる。それは、小選挙区の区割りの基準を定める規定および区割りを定める規定の合憲性（①および③事件）、重複立候補制の合憲性（②事件）、比例代表制の合憲性（②事件）、小選挙区制の合憲性（③事件）、小選挙区選挙において候補者届出政党の選挙運動を認める

規定の合憲性（③事件）の五つに分けられる。

【判旨】 いずれも上告棄却

〔①事件〕

一 「代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、政治における安定の要素をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の実情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。我が憲法もまた、右の理由から、国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならぬという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条、四七条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の広い裁量にゆだねているのである。……国会が新たな選挙制度の仕組みを採用した場合には、その具体的に定めたところが、右の制約や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため国会の右のような広い裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて

これが憲法に違反することになるものと解すべきである」。

二 「憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。それゆえ、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を是認し得るものである限り、それによって右の投票価値の平等が損なわれることになっても、やむを得ないと解すべきである」。

三 小選挙区の区割りの基準を定める規定および区割りを定める規定の合憲性

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「設置法」という）三条二項が各都道府県にあらかじめ定数一を配分する規定を設けたのは、そうすることで「相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものであると解される」。しかし、「同条は、他方で、選挙区間の人口較差が二倍未満になる

ように区割りをすることを基本とすべきことを基準として定めているのであり、投票価値の平等にも十分な配慮をしていると認められる」。

そして、本件の選挙区間における人口の最大較差は、平成二年一〇月実施の国勢調査による人口に基づけば一対二・一三七であり、平成七年一〇月実施の国勢調査による人口に基づけば一対二・三〇九であった。「このように抜本的改正の当初から同条一項が基本とすべきものとして、二倍未満の人口較差を超えることとなる区割りが行われたことの当否については議論があり得るところであるが、右区割りが直ちに同項の基準に違反するとはいえないし、同条の定める基準自体に憲法に違反するところがないことは前記のとおりであることにかんがみれば、以上の較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、一般に合理性を有するとは考えられない程度に達しているとはいいられない。したがって、本件区割規定が憲法一四条一項、一五条一項、四三条一項等に違反するとは認められない」。

(なお、一〇および三につき、河合、遠藤、元原、梶谷裁判官の共同反対意見と福田裁判官の反対意見がある。)

## 〔②事件〕

一 「①事件」のと同じ。

二 比例代表制の合憲性

「政党等にあらかじめ候補者の氏名及び当選人となるべき順位を定めた名簿を届け出させた上、選挙人が政党等を選択して投票し、各政党等の得票数の多寡に応じて当該名簿の順位に従って当選人を決定する方式は、投票の結果すなわち選挙人の総意により当選人が決定される点において、選挙人が候補者個人を直接選択して投票する方式と異なるところはない」。重複立候補者の比例代表選挙における名簿の順位が同一の場合には、小選挙区選挙の結果によって当選人が確定することになるのであるから、「このことをもって比例代表選挙が直接選挙に当たらないということはいえず、憲法四三条一項、一五条一項、三項に違反するとはいいえない」。

三 重複立候補制の合憲性

「重複立候補制を採用し、小選挙区選挙において落選した者であっても比例代表選挙の名簿順位によっては同選挙において当選人となることができるものとしたことについては、小選挙区選挙において示された民意に照らせば、議論があり得るところと思われる」。しかしながら、選挙制

度の仕組みの具体的決定は国会の広い裁量にゆだねられて  
いるところ、「同時に行われる二つの選挙に同一の候補者  
が重複して立候補することを認めるか否かは、右の仕組み  
の一つとして、国会が裁量により決定することができる事  
項であるといわざるを得ない。……重複して立候補するこ  
とを認める制度においては、一の選挙において当選人とさ  
れなかった者が他の選挙において当選人とされることがあ  
ることは、当然の帰結である。したがって、重複立候補制  
を採用したこと自体が憲法前文、四三条一項、一四一条一項、  
一五条三項、四四条に違反するとはいえない」。

また、「政策本位、政党本位の選挙制度というべき比例  
代表選挙と小選挙区選挙とに重複して立候補することがで  
きる者が候補者届出政党の要件と衆議院名簿届出政党等の  
要件の両方を充足する政党等に所属する者に限定されてい  
ることは、相応の合理性が認められるのであって、不当  
に立候補の自由や選挙権の行使を制限するとはいえず、こ  
れが国会の裁量権の限界を超えるものとは解されない」。

### 〔③事件〕

#### 一 「①事件」の二と同じ。

#### 二 小選挙区制の合憲性

「小選挙区制は、全国的にみて国民の高い支持を集めた  
政党等に所属する者が得票率以上の割合で議席を獲得する  
可能性があつて、民意を集約し政権の安定につながる特質  
を有する反面、このような支持を集めることができれば、  
野党や少数派政党等であつても多数の議席を獲得すること  
ができる可能性があり、政権の交代を促す特質をも有する  
ということができ、また、個々の選挙区においては、この  
ような全国的な支持を得ていない政党等に所属する者でも、  
当該選挙区において高い支持を集めることができれば当選  
することができるという特質をも有するものであつて、特  
定の政党等にとつてのみ有利な制度とはいえない。小選挙  
区制の下においては死票を多く生む可能性があることは否  
定し難いが、死票はいかなる制度でも生ずるものであり、  
……各選挙区における最高得票者をもつて当選人とするこ  
とが選挙人の総意を示したものではないとはいえないか  
ら」この点をもつて憲法の要請に反するとはいえない。  
「このように、小選挙区制は、選挙を通じて国民の総意を  
議席に反映させる一つの合理的方法ということができ、こ

れによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触するものではなく、小選挙区制の採用が国会の裁量の限界を超えとはいえず、憲法の要請や各規定に違反するとは認められない。

三 「①事件」の二および三と同じ。

四 小選挙区選挙において候補者届出政党の選挙運動を認める規定の合憲性

改正公選法の規定によれば、小選挙区選挙においては候補者の他に候補者届出政党にも選挙運動を認めるとされているが、このこと自体は、十分合理性を有するものである。「候補者届出政党の要件は、国民の政治的意思を集約するための組織を有し、継続的に相当な活動を行い、国民の支持を受けていると認められる政党等が、小選挙区選挙において政策を掲げて争うにふさわしいものであるとの認識の下に、政策本位、政党本位の選挙制度をより実効あらしめるために設けられたと解されるのであり、そのような立法政策を採ることは相応の合理性が認められ、これが国会の裁量権の限界を超えとは解されない」。

「候補者と並んで候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を

生ずることは避け難いところであるから、その差異が一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達している場合に、初めてそのような差異を設けることが国会の裁量の範囲を逸脱するというべきである」。本件では、選挙運動上の差異は、候補者届出政党にも選挙運動を認めたことに伴って不可避免的に生ずる程度のものであり、この差異をもって、国会の裁量の範囲を超え、憲法に違反するとは認めがたい。もっとも、改正公選法が政見放送を候補者届出政党にのみ認めていることについては、その理由に十分な合理性があるのか疑問を差し挟む余地があるといわざるを得ないが、この一事をもって、「候補者間の差異が合理性を有するとは到底考えられない程度に達している」とまでは「いえ、これをもって国会の裁量の範囲の限界を超え、「改正公選法の選挙運動に関する規定が憲法一四条一項に違反するとはいえない」。

(なお、三につき、河合、遠藤、元原、梶谷裁判官の共同反対意見と福田裁判官の反対意見がある。また、四につき、河合、遠藤、福田、元原、梶谷裁判官の共同反対意見がある。)

## 【検討】

一 本判決は、一九九四年の公選法改正により採用された小選挙区比例代表並立制という新たな制度の下で、初めて実施された衆議院議員総選挙の効力に関する最初の最高裁判決である。主要な争点は、先に記したとおり五つあるが、これらの点につき、最高裁はいずれも初の憲法判断を下し、すべて合憲と判示した。以下、本評釈では、①小選挙区の区割りの基準を定める規定および区割りを定める規定の合憲性、②比例代表制の合憲性、③重複立候補制の合憲性、④小選挙区制の合憲性、⑤小選挙区選挙において候補者届出政党の選挙運動を認める規定の合憲性の順に検討し、最後に本判決における立法裁量について論じることとする。

二 小選挙区の区割りの基準を定める規定および区割りを定める規定の合憲性——「①および③事件」

(一) まず本判決で確認するべきことは、従来、中選挙区制度の下で示されてきた最高裁による投票価値の平等の判断枠組みが、小選挙区制度の下でも維持されることを、最高裁が明らかにしたことである。すなわち、投票価値の平等は、憲法上、選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和

的に実現されるべきものであり、それゆえ、国会の制定した選挙制度の仕組みが投票価値の平等の要求に反するか否かは、選挙制度の仕組みの下での不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認する範囲内にとどまるものであるかどうかを検討する必要がある、という判断枠組みが、小選挙区制度の下でも踏襲されたのである。

そして、この枠組みに関して、以下の二つについて検討する。第一に、「最も重要かつ基本的な基準」とされる人口的要素に関する説示について、第二に、「過疎地域への配慮」を「国会において考慮することができる要素」としたことについてである。

(二) まず、判断枠組みの中の人口的要素に関する説示について検討する。多数意見は、(一)で見た判断枠組みにより、まず設置法三条を立法裁量の範囲内にあるとし、続けて公選法の区割り規定が設置法三条に適合するかどうかを審査して、区割り規定を合憲とした。この判断の中で多数意見は、投票価値の平等について、人口的要素が憲法上の平等の要請であることを認めるが、その一方で、「一対二」という数値基準については、「投票価値の平等にも十分な配慮」をしているというものの、当該数値基準が憲法上の要請であるかどうかについては何も述べていない。そして、

立法府の裁量を合理性の基準で審査し、「過疎地域への配慮」という要素を、「一対二」を超える較差要因として承認した。

他方、河合、遠藤、元原、梶谷裁判官の共同反対意見は、「他の政策的要素」を考慮したとしても、較差が二倍以上になった場合には、一人が二票以上の投票権を有するのと同じことになるので、投票価値の平等が侵害されたといふべきであるとして、「一対二」という数値基準が憲法上の平等原則の要請であることを明示した。もっとも、この四裁判官共同反対意見は、国会の考慮する政策的要素が「憲法上正当に考慮するに値するものであり、かつ、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認し得るもの」である場合には、「その較差の程度いかんによつては、たとえ投票価値の平等が損なわれたとしても、直ちに違憲とはいえない場合があり得る」とするが、本件に言う「過疎地域への配慮」は憲法上の正当性を持たず、そうした配慮は「合理性」を持たないとした。

このように、多数意見と四裁判官共同反対意見の差異は、結局のところ、「一対二」という基準を憲法上の要請と解し、それを重視するか否か、という違いに収斂する。そして、多数意見と異なり、四裁判官共同反対意見が「一対

二」の基準を重視した判断をしていることについては、一定の評価をできるとしても、何故「一対二」の基準を重視するのか、その理由をこの共同反対意見は明確に示していないこともあり、多数意見への反論として説得力を欠いているように思われる。

そもそも、「一対二」の基準を重視すべきであると考えるのは、選挙は憲法の保障する国民主権や民主主義といった基本原理の根幹をなし、したがって「選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすもの」<sup>(2)</sup>であり、それゆえ投票価値の平等に言う「平等」は「徹底した人格平等の原則」に基づき、一般の平等原則に言う「平等」よりもはるかに形式化されたものだからである。そして、このように考えるならば、非人口的要素が立法府の裁量の範囲内であるか否かについての判断は、合理性の基準で審査するのではなく、「一対二」を憲法上の要請と解したうえで、<sup>(3)</sup>厳格な審査基準での審査がなされるべきである。この点に関して、多数意見はもちろんのこと、四裁判官共同反対意見も平等原則を相対化する要素を「合理性」の存否で判断していることについては、疑問が残るといえよう。

なお、福田裁判官反対意見は、「憲法に定める投票価値



の平等は、極めて厳格に貫徹されるべき原則であり、選挙区割りを決定するに当たり全く技術的な理由で例外的に認められることのある平等からのかい離も、最大較差二倍を大幅に下回る水準で限定されるべき<sup>4</sup>であるとする。その上で、公選法の改正は「選挙区選挙について最大較差が二倍以上にならないことを改正の基本方針としている点で、そもそも質的に不十分なものであること」、および一人別枠制を導入し「一対二を超える例外を当初から設けていること」の二点において、平等原則を遵守していないとした。このように、福田裁判官は、四裁判官共同反対意見よりも投票価値の平等を厳格に解し、憲法上の要請として「最大較差二倍を大幅に下回る水準」を提示するが、このような厳しい数値基準は、実は過去の定数配分是正訴訟における最高裁の反対意見にも全くみられなかったものであり、注目すべきものといえよう。

(三) つぎに多数意見が「過疎地域への配慮」を「国会において考慮することができる要素」とした点について検討する。この点に関連する従来の最高裁の判示は「人口の都市集中化の現象等の社会情勢の変化……という点も考慮されるべき要素の一つである」というものであった。<sup>4</sup>しかし、今回、最高裁多数意見は、設置法三条二項が各都道府県に

あらかじめ定数一を配分する規定を設けた理由を説示するなかで、「人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等」にどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点も、国会において考慮することができる要素というべきである」として、「過疎化の現象」への配慮、つまり「過疎地域への配慮」を国会の考慮しうる要素として認めた。ここでは、「過疎地域への配慮」が選挙区割り・定数配分の際に考慮されうる要素であることを、最高裁が明示した点に注目する必要がある。<sup>5</sup>

この点について、学説では、一対二を超えない範囲で「地方の共同体の利益」や「都市への権力の過度の集中を避ける」配慮をすることを認める有力説がある。<sup>6</sup>この有力説は、はじめに平等原則の要請による較差の限界を示し、「過疎地域への配慮」をその較差の限度内に抑えるものであるが、一方の多数意見は、「過疎地域への配慮」に関する規定を定めることが立法裁量の範囲内にあるかどうかという関心から、同規定の合理性の有無を判断するので、はじめから幅広い較差を容認しうる点で、有力説とは大きく異なるものである。先に見たような投票価値の平等に言う「平等」を一般の平等原則に言う「平等」よりもはるかに

形式化されたものと解する立場からは、「過疎地域への配慮」による平等原則からの乖離については厳格な審査基準で審査し、かりに「過疎地域への配慮」を較差要因として認めるにしても、有力説のように二倍という較差の限度内である場合に限定されるべきである。

一方、この点について、河合、遠藤、元原、梶谷裁判官の共同反対意見は、過疎地化現象を考慮して一人別枠方式の選挙区割りを定めたことが投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲内にある、という考えを採り得ないとする。その理由として、①通信、交通、報道の手段が著しく進歩した今日において、「過疎地域への配慮」をすることの合理的な理由は極めて乏しい、②居住地域の別をもって国民の国政参加権に差別を設けることは許されない、③過疎地対策に対する取組は「投票価値の平等の下で選挙された全国民の代表としての立場でされるべきものであって、過疎地対策を理由として、投票価値の平等を侵害することは許されない」、④衆議院議員の選挙は、半数改選を定めた参議院議員の選挙と異なり一人別枠方式を採用する合理的理由はない、という見解を示し、そのうえで過疎地域対策としての公選法の選挙区割り規定の実効性には疑問があるとした。つまり、この共同反対意見は、「過疎地域

への配慮」には正当性がなく、過疎地への配慮を理由とした一人別枠方式の採用によって投票価値の平等を侵害することは、許されないとした。この共同反対意見は、「過疎地域への配慮」を、区割りの決定の際に考慮する要素として認めない立場に立っていると考えられる。

しかしながら、共同反対意見のいう、過疎地化現象を考慮して一人別枠方式の選挙区割りを定めたことが国会の裁量の範囲内にはないとする①から④の四つの理由は、説得力がないように思われる。すなわち、①については、通信、交通、報道の発達と「過疎地域への配慮」をしないこととの関連が論理的に明らかにされていないし、仮に両者の関連があったとしても、通信、交通、報道は過疎地域よりも都会でより発達しているとも考えられ、その場合には「過疎地域への配慮」に合理性があるという余地が生じる。②については、「居住地域の別」による差別をしてはいけないというものの、なぜそうであるのかという理由は示されていない。③については、過疎地対策を理由として投票価値の平等を侵害してはならないとする理由が示されていない。④についても、一人別枠方式を採用する合理的理由の有無の差異を示しているにすぎず、多数意見への反論になっていない。以上のように、結局のところ、共同反対意

見のいう四つの反対の論拠は、「平等原則」との関連で「過疎地域への配慮」を、どの程度重視するのか（しないのか）という点で、多数意見との差異を表明したもの（すぎないのである。しかし、だからといって、この共同反対意見に十分な意義を見出すことができないというのではない。むしろ、共同反対意見の意義は、その後にある、公選法の選挙区割りの規定による過疎地域対策としての実効性には疑問がある、とした点にある。すなわち共同反対意見は、一人別枠方式の採用により恩恵を受けた都道府県を示した上で、それらの「すべてが過疎地に当たるわけではない、また、過疎地のすべてがその恩恵を受けているわけではない」ことを示し、「一人別枠方式は、過疎地対策とは何らかかり合いのないもの」と結論づけた。設置法三条に規定される「一人別枠方式」は過疎地対策とは何らかかり合いのないものとするこの見解は、設置法三条が立法事実を欠いていることを示している。そして、このように理解するならば、かりに多数意見の立場に立ったとしても、立法事実がないのであるから、設置法三条は違憲と考えられるのである。四裁判官共同反対意見の意義は、「区割りの決定の際に考慮する要素として「過疎地域への配慮」を認めないとする点にあるというよりも、かりに多数意見の立

場に立ったとしても、「一人別枠方式」を違憲と解しうる論理を提供している点にあると思われる。

なお、この点に関してもうひとつ確認しておくべき点がある。以上見てきたように、本判決では、設置法三条二項に規定される「一人別枠方式」が憲法に適合するかどうかの判断を、「一人別枠方式」を過疎地対策と解したうえで、「過疎地域への配慮」が憲法上是認されるかどうかという形で行っている。ただ論理的に言えば、「一人別枠方式」が「一对二」という数値基準を崩すのかどうかという問題と、「過疎地域への配慮」が憲法上是認されるかどうかという問題は、別のものである。したがって、本判決では、「一人別枠方式」が「一对二」を崩すのかどうかという問題については何の判断もなされておらず、それは今後に残されたといえよう。

### 三 比例代表制の合憲性―「②事件」

(一) 本判決は、公選法が衆議院議員選挙に採用している拘束名簿式比例代表制を、直接選挙の要請に反しないとして、合憲と判断した。拘束名簿式比例代表制自体は、既に昭和五七年の公選法改正により参議院議員の選挙制度として導入されているが、公選法が参議院議員選挙に採用している比例代表制の合憲性に関する最高裁の明示的な判断は今ま

でに存在しない。その意味でも、本判決の比例代表制に対する判断は注目してよい。

(二) 衆議院議員選挙に採用されている比例代表制は、「ブロック制」を採用している点で、参議院議員のそれと異なっている。そして、この差異のために、参議院議員選挙における比例代表制は、全都道府県を通じて選出されるものであり、各選挙人の投票価値に差異がなく、投票価値の平等の問題は起こり得ないが、一方の衆議院議員選挙に採用されている比例代表制は、全国一からなるブロック制を採用しているために「その定数配分についても投票価値の平等に関わる問題が生じる可能性が」存在することになる。<sup>(7)</sup>

この点について、上告人は、比例代表選挙の選挙区の定数とその選挙区内にある小選挙区選挙の定数の合計数で見るときに、人口の多い比例選挙区に、少ない比例選挙区より少ない定数が配分されるという逆転現象を生じる点が、投票価値の平等に違反する旨を主張した。しかし、最高裁は①選挙区割りを異にする二つの選挙の選挙区ごとの議員定数を合計して「当該選挙区の人口と議員定数との比率の平等を問題とすることには、合理性がな」い、②比例代表選挙についてみれば、投票価値の平等を損なうところはな

く、その選挙区割りは憲法に違反しない、として上告人の主張を斥けた。

このうち、①については、最高裁が参議院議員選挙の定数配分不均衡訴訟において、「選挙区間における投票価値の不平等は……比例代表選出議員の選挙については各選挙人の投票価値に何らの差異もないこと等を考慮しても……もはや到底看過することができないと認められる程度に達していたものというほかはな」いとして、選挙区選挙における投票価値の平等の問題を判断するにあたり、比例代表選挙をも考慮することを示していたこと<sup>(8)</sup>に注意すべきである。<sup>(9)</sup>つまり、最高裁は、衆議院議員選挙の場合と参議院議員選挙の場合とで判断を異にしているといえよう。しかし、両議院の選挙におけるこのような判断方法の違いについて、本判決はその理由を何も述べられておらず、この点は今後の問題として残されているように思われる。

なお、判旨は、小選挙区比例代表並立制が合憲であるか否かの判断を実はしていない。公選法の定める小選挙区比例代表並立制の中の、小選挙区制度と比例代表制度のそれぞれについて合憲と判断したに過ぎないことは注意すべきである。これは、両選挙を区別し、選挙無効訴訟における被告について、小選挙区選挙では各都道府県の選挙管理委

員会、比例代表選挙では中央選挙管理会であると規定されている（公選法二〇四条）ことからすれば、もったもなことではある。しかしながら、比例代表選挙の選挙区の定数とその選挙区内にある小選挙区選挙の定数の合計数で見たときに、投票価値の平等の問題を生じる余地があり、この点を現行制度で争えないとするならば、手続上の問題があるといわざるを得ない。<sup>(10)</sup>

#### 四 重複立候補制の合憲性―「②事件」

最高裁は、本判決で、重複立候補制の採用について広範な立法裁量を承認した。そのなかで、判旨は、重複立候補できる者を公選法八六条一項一号（国会議員を五人以上有する）・二号（直近のいずれかの国政選挙における得票率が二パーセント以上）の要件を充足する「候補者届出政党」に限定することは、「政策本位」・「政党本位」という目的に照らし、国会の裁量の範囲内とした。ただし、重複立候補制の採用が立法裁量の範囲内にあるとしても、選挙が国民主権・民主主義の根幹に関わるものであることを考えれば、候補者届出政党に属しているか否かで立候補できる機会の広狭が決定されることについては、平等原則の見地から慎重に検討されるべきものであった。この点については七で検討する。

#### 五 小選挙区制の合憲性―「③事件」

本件では、小選挙区制の特徴である死票率の高いことが、憲法に反するか否かが問題となった。最高裁は、選挙制度の仕組みの具体的決定は、国会の裁量に委ねられており、国会による小選挙区制の採用についても、その裁量の限界を超えた場合に初めて憲法に違反するとした。そのうえで、最高裁は、死票は中選挙区制でも問題になり、小選挙区制が特定の政党等にもみよ利な制度とはいえないから、公選法が採用する小選挙区制は、国会の裁量の限界を超えてはいえず、憲法の国民代表の原理等に違反しないとした。

六 小選挙区選挙において候補者届出政党の選挙運動を認める規定の合憲性―「③事件」

(一) 本件では、小選挙区選挙において候補者とは別に、公選法にいう「候補者届出政党」に選挙運動を認めることが憲法に適合するかどうか問題となった。多数意見は、こうした取り扱いは、「政策本位」・「政党本位」の選挙制度を設計するという政策目的に照らし、相応の合理性があり国会の裁量権の限界を超えるものではなく、本件に見られる選挙運動上の差異は、候補者届出政党にも選挙運動を認めたことに伴って不可避免的に生ずる程度のものであり、この差異をもって、国会の裁量の範囲を超え、憲法に違反す

るとはいえない、と判示した。

(二) 従来、戸別訪問禁止などの選挙運動の規制に関する問題は、表現の自由との関連で議論されてきた。ここでは、戸別訪問や法定外文書図画の配布が問題となった裁判における伊藤正己裁判官の補足意見と本判決多数意見との関連を検討する。いわゆる「弊害論」は選挙運動の規制を合憲とする理由として不十分である、との意識から出された伊藤補足意見は、「各候補者は選挙の公正を確保するために定められたルールに従って運動するものと考えるべきである。……このルールの内容をどのようなものとするかについては立法政策に委ねられている範囲が広く、それに対しては必要最小限度の制約のみが許容されるという合憲のための厳格な基準は適用されないと考える。憲法四七条は……選挙運動のルールについて国会の立法の裁量の余地の広いという趣旨を含んでいる。……これ（国会が定めたルール―評者）が合理的とは考えられないような特段の事情のない限り、国会の定めるルールは各候補者の守るべきものとして尊重されなければならない」として、選挙運動の規制の合憲性審査については、厳格な審査基準ではなく、合理性の基準が適用されるとした。

本判決多数意見は、「この伊藤補足意見を法廷意見とし

て採用したことになる」とする見解がある。<sup>(12)</sup> たしかに両意見は、合理性の基準で処理するという点では共通していると考えられる。しかし、伊藤補足意見は、戸別訪問や法定外文書図画の配布について各候補者には平等な取り扱いがなされているところで、各選挙運動の規制が問題となっている場合での審査の判断枠組みであるのに対し、本判決多数意見は、候補者に選挙運動に関して平等な取り扱いがなされているか否かが問われた場合での審査の判断枠組みである、という点で違いがある。

(三) 多数意見は、公選法上の「候補者届出政党」の要件を同法八六条一項一号・二号の定めるように限定することに、広範な立法裁量を容認した。この点について、五裁判官による共同反対意見は、選挙運動を行う権利および選挙運動を行う上で平等であることの憲法上の意義を述べた上で、以下のように述べた。候補者届出政党による選挙運動の上積みにより、「候補者届出政党に所属する候補者の受ける利益は、候補者届出政党にも選挙運動を認めたことに伴って、不可避免的に生じる程度にすぎない」というのは、あまりにも過小な評価といわざるを得ず、候補者届出政党に所属する候補者と、これに所属しない候補者との間の選挙運動上の較差は、合理性を持たない。したがって、改

正公選法の小選挙区の選挙運動に関する規定は、「候補者届出政党」への所属如何により、合理的な理由なく、選挙運動の上での差別的な取り扱いを容認するものであって、憲法一四条一項に違反するとした。

多数意見と共同反対意見の差異は、結局のところ、平等原則との関連で、候補者届出政党に選挙運動を認めた結果生じた差異をどのように評価するかの違いにある。<sup>13</sup> 反対意見は、平等原則を重視し、選挙運動上の差異を、候補者届出政党に所属していない候補者に対する合理的理由のない差別的扱いであるとした点で、一定の評価をすることはできる。しかし、なぜ多数意見ではなく反対意見のように考へるべきなのか、反対意見はその理由を明確に示していないように思われるので、多数意見に反対する論理をどこまで展開できているのか疑問の余地がある。

#### 七 立法裁量について

従来の衆議院議員選挙の無効請求訴訟では、主として投票価値の平等の問題が争点であったが、今回の訴訟では、それだけではなく、以上見てきたように多くの点が争われた。本件で問題となったことを大きく二つに分けるとすれば、①選挙制度の問題（小選挙区制や重複立候補制の採用など）と、②選挙制度そのものではなく、選挙人・候補者

の差別的取り扱いの問題（一票の価値、候補者届出政党に所属しているか否かにより、立候補できる機会や選挙運動の質・量が異なる問題）である。本判決は、①の問題に限らず、②の問題についても、立法裁量の合理性の妥当性の問題として処理し、広範な立法裁量を是認している点が特徴であるといえよう。①については、問題となっている制度の立法政策上の当否はともかく、広汎な立法裁量を承認する余地があると思われるが、②については、①と同様に理解することは妥当ではない。そこで、②について、本判決の問題を二つ指摘したい。

第一に、不平等な取り扱いが憲法上是認されるには、当該取り扱いに合理性がなければならぬことの問題である（一票の較差の問題については先にも触れた）。選挙とは日本国憲法の基本原理である国民主権・民主主義の根幹に関わる極めて重要なものである。というのも、国民主権や民主主義といった原理は、議会制で具体化されるので、選挙制度はこれらの原理に最も結びついたものである<sup>14</sup>。したがって、投票価値の平等、立候補の自由や選挙運動の権利など選挙制度の基本的なことについて、不平等が存在することは民主主義を脅かす危険性がある。それゆえ、選挙に関する権利すなわち立候補の自由や選挙運動の権利は、

各人に平等であることが必要であり、こうした選挙における平等は極めて重要なものである。選挙における平等の重視をこのように理解するならば、選挙運動における不平等な取り扱いの審査に際しては、合理性の基準ではなく、厳格な審査基準が適用されるべきである。すなわち、合理性の基準は「権利や自由の保障よりも、それを制限する立法者の判断を単純に認める結果を」もたらずの<sup>15)</sup>、多数意見のように選挙に関して同基準を使うことは、選挙および選挙に関する平等の重要性に照らせば妥当ではなく、選挙に關して平等原則からの逸脱を正当化するものは「やむにやまれぬ」ものでなければならぬ。かりに、合理性の基準を使うとしても、広範な立法裁量の承認が他の憲法原則を脅かしうることを考えれば、立法裁量の範囲や限界について、最高裁は明確な説明をするべきである。

第二に、「政策本位」と「政党本位」を、立法裁量を承認する際のキーワードとすることの問題である（特に四および六に関して）。「政策本位」・「政党本位」が、国会によって斟酌されうる合理的要素であることは、現代の議会における政党の役割を考えれば、認められると思われる。しかしながら、それを認めるにしても、上述のように選挙が国民主権・民主主義に照らし極めて重要であるものと考

えるならば、「政策本位」・「政党本位」という理由の下に定められた公選法の具体的規定が、憲法上の平等原則と衝突しないといえるのかは慎重に検討すべきである。そして、ここにいう「政党本位」とは、公選法の規定する「候補者届出政党本位」を意味していることは明らかであるので、「候補者届出政党」の要件が、選挙運動や重複立候補制といった点で、小政党・無所属候補者には不利に、大政党・既存政党に有利に作用することを考えれば、「政党本位」  
 Ⅱ 「候補者届出政党本位」といった立法目的が合理性を持つものであるのかどうか（そして先に述べたように、選挙における平等は民主主義にとって必要不可欠なものと考えられるので、厳格な審査基準が適用されるとすれば、立法目的がやむにやまれぬものであるかどうか）、は検討する余地があると思われる。<sup>16)</sup>そして、憲法の想定している民主主義が、大政党・既存政党への有利な取り扱いを容認しているとは考えにくいことにかんがみれば、本判決のように、選挙運動や重複立候補制における候補者間の差別的取り扱いを、「政党本位」Ⅱ 「候補者届出政党本位」を理由として立法府の裁量の範囲内として是認することには、疑問が残ると言わざるを得ない。



- (1) 中選挙区下における最高裁の判断枠組みについては、それが「厳格な合理性の基準」であるのか、または「合理性の基準」であるのか見解が分かれている。しかしながら本評釈では、この問題に立ち入らず、「合理性の基準」と表記することにする。
- (2) 最大判・昭和五一年四月一四日(民集三〇卷三号二二三頁)。
- (3) 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』(有斐閣、一九八一年)三二四—三二九頁。なお、芦部は同書三二五頁で「定数配分が人口数に比例すること自体に高度の民主的合理性が存する」と説明している。
- (4) 最大判・平成五年一月二〇日(民集四七卷一号六七頁)など。
- (5) 毛利透「改正公選法の衆議院議員選挙制度の合憲性」法学教室二三四号別冊付録・判例セレクト'99(二〇〇〇年)四頁、野中俊彦「衆議院議員選挙区画定審議会設置法三条の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りの基準を定める規定及び公職選挙法一三条一項、別表第一の右区割りを定める規定の合憲性」民商法雑誌一二二卷六号(二〇〇〇年)八七二頁。
- (6) 芦部信喜『憲法と議政』(東京大学出版会、一九七一年)三八二頁。
- (7) 野中俊彦「小選挙区・比例代表並立制選挙の問題点」ジュリスト一一〇六号(一九九七年)一九頁。
- (8) 最大判・平成八年九月一日(民集五〇卷八号二二八三頁)。
- (9) 井上典之「衆議院議員小選挙区比例代表並立制選挙無効訴訟」判例時報一六九七号(二〇〇〇年)一七六頁(判例評論四九三号一四頁)。また、常本照樹「議員定数判決の展開」法学教室二二二号(一九九八年)一〇〇頁を参照。
- (10) 井上・前掲注(9)。
- (11) 戸別訪問についての判断がなされた、最判・昭和五六年七月二一日(刑集三五卷五号五六八頁)など。
- (12) 毛利・前掲注(5)。
- (13) 判例時報一六九六号(二〇〇〇年)四八—四九頁。
- (14) 戸松秀典『立法裁量論』(有斐閣、一九九三年)二四三頁—二四四頁。
- (15) 戸松・前掲書一六三頁。
- (16) 井上・前掲注(9)一七三頁、勝山教子「衆議院小選挙区比例代表並立制選挙の合憲性」ジュリスト一一三五号(一九九八年)一三三頁。また、公選法によって採用された「候補者届出政党」中心の選挙制度について、その憲法上の疑義を主張するものに、岩間明道「候補者届出政党に衆議院小選挙区選出議員の選挙運動を行うことを認めている公職選挙法一三章の規定は憲法一四条一項等に反しないとされた事例」自治研究七五卷六号(一九九九年)一二四—一二五頁。

なお、本件の評釈としては、注釈のほか

石田榮仁朗「小選挙区比例代表並立制の合憲性」ジュリスト

一一七九号（二〇〇〇年）一八頁〔②・③事件〕。

植垣勝裕「小選挙区比例代表並立制による衆議院議員選挙無

効訴訟上告審判決」法律のひろば五三巻六号（二〇〇〇

年）五六頁〔①～③事件〕。

只野雅人「衆議院小選挙区定数配分の合憲性」法学セミナー

五四二号（二〇〇〇年）一〇八頁〔①事件〕。

只野雅人「小選挙区制・選挙運動に関する公選法規定の合憲

性」法学セミナー五四四号（二〇〇〇年）一〇六頁〔③事

件〕。

只野雅人「衆議院小選挙区比例代表並立制の合憲性」憲法判

例百選Ⅱ〔第四版〕（二〇〇〇年）三三四頁〔②・③事件〕。

辻村みよ子「小選挙区比例代表並立制選挙の合憲性」ジュリ

スト一一七六号（二〇〇〇年）五八頁〔①～③事件〕。

中谷実「衆議院議員選挙に採用している小選挙区制の合憲性

等」民商法雑誌一二三巻一号（二〇〇〇年）六六頁〔③事

件〕。